

冬の暮らしの安心を共同住宅で

「^{ふゆらく}いいやま冬楽ホーム」お試し入居（実証試験）のお誘い

冬の間、雪が降り続くと、なかなか外出できない不便や淋しさ、不安を感じることはありませんか？ 市ではこの冬、65歳以上の高齢者のみの世帯の方に、飯山駅前の共同住宅「いいやま冬楽ホーム」での安心な暮らしのお試し入居（実証試験）の参加者を募集します。

お部屋はそれぞれ独立しながら、日々の食事の準備や見守りをする世話人が居て、入居者そろっての朝晩の食事やお茶のみができる共有部屋があります。「いいやま冬楽ホーム」は、病院や公共交通機関、スーパー、公共施設などにも近く、デイサービスの利用も可能です。家にこもりがちな冬の暮らしを、思い切って見直してみませんか。（担当：飯山市役所民生部保健福祉課）

〈愛称「いいやま冬楽ホーム」について〉

所在地など	飯山地区新町区の飯山赤十字病院北側の3階建て建物 長野県職員宿舎（飯山南町第2職員宿舎）の一部
募集戸数	3戸 1階：1戸（3DK）、2階：2戸（2DKと3DK）（各戸最大2名まで）
間取り	2DK：和室2部屋（6畳・8畳）、3畳台所、2畳風呂・洗面所、トイレ 3DK：和室2部屋（6畳・8畳）、洋室1部屋、3畳台所、2畳風呂・洗面所、トイレ
対象者	次のいずれにも該当する方 ・市内在住の65歳以上の高齢者のみ世帯の方 ・原則として、炊事、洗濯、掃除などの自立生活が可能な方 （要介護認定等を受けている方はご相談ください）
入居期間	令和6年12月中旬から令和7年3月末日まで（入退去日は応相談）
利用料金等	・前年の収入額等に応じて1人当たりの月額利用料を算定（別表による） ・各居室の光熱水費は世帯ごとに負担 ・利用料の他、共有部屋の光熱水費等として月3,000円、朝夕の食事代として1食あたり300円程度をご負担いただきます。
食事	朝食、夕食は入居者が一緒に食べます。調理は世話人を中心に行いますが、準備・配膳・片付けは協力して行います。 昼食は各自でお願いします。配食サービス（有料）利用可。
注意事項	・居室は独立したアパート型ですが、世話人を配置し、共有部屋での食事や交流、食事の片付け作業など、共同生活となりますので、その点をご理解のうえ協力いただけることが、入居の条件となります。 ・県の職員住宅の一部を市が借上げ、冬期共同住宅の実証試験として開設しますので、同じ隣組となる県職員の方へのご配慮もお願いします。
その他	・冷蔵庫、洗濯機、ガス台は市で用意します（新品ではありません） ・固定電話の移設を希望の場合は、個々で契約してください。 ・各戸に見守り（緊急通報）システムを設置可能（有料の場合あり）。 ・入居中の自宅の屋根雪処理等は、親族や知人に依頼するか、雪かき支援事業の利用（有料）が可能です。

物件案内・お問合せ・申込み方法などは、裏面をご覧ください

世話人は常駐ではありませんので、基本的に「自分のことができる人」が入居条件のひとつです。

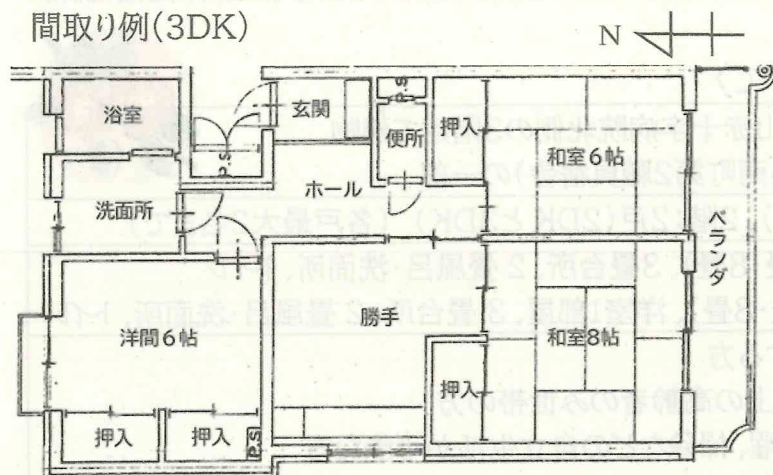
「いいやま冬楽ホーム」物件案内 位置図



外観



間取り例(3DK)



この建物の、1階と2階の
3部屋が居室です。

2DKは、洋間がありません。
部屋により、間取りは若干異
なります。
居室内はバリアフリーではあ
りません。

内観



台所



和室



洗面所・浴室

お問合せ・ご相談について

「いいやま冬楽ホーム」入居についてのお問合せ、説明・現地見学希望などご相談は、
お早めに、担当の民生委員さんにお伝えいただくか、
市役所 保健福祉課 高齢者介護保険係 (Tel 67-0727) までご連絡ください。
市へのお申込み期限：令和6年11月8日(金)

※正式申込み後、入居の可否を審査した結果を11月下旬までにお知らせします。

担当・連絡先 飯山市民生部保健福祉課 高齢者介護保険係 (課長 大口、担当 石田・岡本)
でんわ 67-0727 までお気軽に。

(別表)

1 令和6年度冬期共同居住実証試験利用者負担基準

(生活支援ハウス居住部門利用者負担基準(H13.7～)に準ずる)

対象収入による階層区分		負担額(月額)
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、
租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入および必要経費を合算し、
合計の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。

(注3) 月の中で入居又は退去した日の属する月の分の月額は、日割りに
より算定した額(円未満切り捨て)とする。

2 利用者の実費負担

居室内の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担する。
食材費・日用品の実費については利用者が負担する。

3 共有スペース利用に係る光熱水費については、利用料として1人あたり月額
3,000円を徴収する。